

海上保安庁長官 殿

国土交通大臣

平成 28 年度に海上保安庁が達成すべき目標についての評価

中央省庁等改革基本法（平成 10 年法律第 103 号）第 16 条第 6 項第 2 号の規定に基づき、平成 28 年度に海上保安庁が達成すべき目標についての評価を次のとおり実施したので、通知する。

I 海上保安庁が達成すべき目標についての評価にあたって

この評価は、実施庁が目標を達成したかどうかを判断するとともに、目標を達成するために必要な措置等が講じられたかどうか等を視点として評価するものであり、評価結果は、実施庁の効率的な業務執行に活かされるべきものである。

II 海上保安庁が達成すべき目標についての評価

1. 海洋権益の保全について

| 目 標 |
|---|
| 我が国周辺国における海洋権益を巡る動きの活発化や外国漁船による違法操業等を踏まえ、領域及び排他的経済水域の監視警戒・取締りを厳格に実施するほか、管轄海域の管理に必要不可欠な海洋調査や海洋情報の管理・提供を的確に実施することによって、我が国の海洋権益の保全に貢献する。 [具体的な目標] ・ 管轄海域の監視体制の強化により、今後発生しうる我が国領海等への外国船舶の接近・侵入、外国漁船による違法操業、排他的経済水域及び大陸棚における外国海洋調査船による海洋調査活動等の主権侵害行為等に厳正に対応すること。【主要】 |
| 評 価 |
| 【評定及び所見】 目標達成 捜索監視能力等に優れた新型ジェット機の増強等を推進し管轄区域の監視体制の強化を図るとともに、尖閣諸島周辺海域における中国公船の領海侵入、外国漁船の違法操 |

業、我が国周辺海域における外国船舶による我が国の同意を得ない調査活動等に厳正に対応したことにより、我が国の海洋権益の保全に貢献しているため、「目標達成」と評価する。

【具体的な目標についての所見】

- 我が国周辺海域における海洋権益の保全に関し、離島・遠方海域における海洋監視能力の強化のため、搜索監視能力、航続性、速力に優れた新型ジェット機2機の増強を推進するとともに、外国漁船による違法操業に対応するため、新たに規制能力強化型巡視船3隻を増強した。
- 尖閣諸島周辺海域において、中国公船に対して領海に侵入しないよう、巡視船により警告するとともに、警告にもかかわらず領海に侵入した場合には退去要求や進路規制を行い、領海外へ退去させている。なお、平成28年度の中国公船による領海侵入件数は36件（前年度34件）であった。
- 外国漁船による違法操業に対しては、関係省庁とも連携して、巡視船艇・航空機による厳重な監視警戒を行うとともに、違法操業の疑いがある外国漁船に対しては停船措置を講じるなど、厳正に対応し、平成28年は7隻の外国漁船を検挙した。
- 我が国周辺海域における外国船舶による我が国の同意を得ない調査活動等を早期に発見、対応できるよう巡視船艇、航空機による警戒監視を行った。平成28年度は我が国の同意を得ない調査活動等が19件（前年度31件）確認されており、これらを確認した場合は、現場海域に巡視船等を派遣し当該調査船の活動状況等の確認を行い、得られた情報を関係省庁へ情報提供を行うとともに、無線を通じた中止要求等を継続的に実施した。

2. 海上における治安の確保について

| 目 標 |
|---|
| 海上における治安の確保に関し、犯罪、紛争等に関する積極的な情報収集活動等を通じて事態を正確かつ迅速に把握し、密輸、密航等の海上犯罪を厳正かつ的確に取り締まるとともに、テロ活動等に対する警備を的確に行う。 [具体的な目標] <ul style="list-style-type: none">• 「海上におけるテロ活動」及び「海上からのテロ活動」による被害発生件数を0件とすること。【主要】 |

| 評 価 |
|--|
| <p>【評定及び所見】</p> <p>目標達成</p> <p>臨海部重要施設の監視警戒、旅客ターミナルなどのソフトターゲットに重点を置いた警備、さらに、伊勢志摩サミットについて最大規模の警備体制で対応したことにより、「海上におけるテロ活動」及び「海上からのテロ活動」による被害は平成 28 年度においても発生しておらず、海上における治安の確保が図られているため、「目標達成」と評価する。</p> <p>【具体的な目標についての所見】</p> <p>テロ対策に関して、巡視船艇や航空機による原子力発電所、石油コンビナート等の臨海部重要施設の監視警戒、多くの人が集まる旅客ターミナル、フェリー等のいわゆるソフトターゲットに重点を置いた警備に取り組むとともに、伊勢志摩サミット開催期間中、最大約 100 隻の巡視船艇等を投入し、最大規模の警備体制で対応した結果、平成 28 年度の「海上におけるテロ活動」及び「海上からのテロ活動」による被害の発生件数は、前年度と同様 0 件であった。</p> |

3. 海難の救助について

| 目 標 |
|---|
| <p>海難の救助に関し、即応体制を常に整えておくとともに、情報の早期入手及び救助勢力の早期投入を図り、迅速かつ的確な救助を行う。</p> <p>[具体的な目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要救助海難に対する救助率を 95%以上とすること。【主要】 ・ 海難救助には速やかな救助の要請が必要であり、周知・啓発に取組み、海難発生後 2 時間以内での海上保安庁関知率を平成 32 年までに 85%以上とすること。 |
| 評 価 |
| <p>【評定及び所見】</p> <p>相当程度進展あり</p> <p>早期に救助勢力を投入するなど迅速な救助活動を行った結果、主要な具体的な目標である要救助海難に対する救助率は引き続き目標を達成しており、「相当程度進展あり」と評価する。ただし、海難発生後 2 時間以内での海上保安庁関知率については 2 年連続で低下しており、さらに一層の取組みが必要である。</p> <p>【具体的な目標についての所見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海難発生に際して、通報と同時に位置情報を受信できる「緊急通報位置情報システム」の運用や早期に救助勢力を投入して迅速な救助活動を行った結果、平成 28 年の |

要救助海難に対する救助率（要救助者に対する救助成功者の割合）は 95.3%（前年 97%）と目標を達成した。

- ・ 海難発生後 2 時間以内での海上保安庁関知率については、緊急通報用電話番号「118 番」や連絡手段の確保に関する周知・啓発活動など関知率の向上に向けた取組みを進めているところであるが、平成 28 年の海上保安庁関知率は 75%（前年 77%）に留まった。

4. 海上交通の安全確保について

| 目 標 |
|---|
| <p>海上交通の安全確保に関し、航路標識の整備等を計画的に行うとともに、関係法令に基づく規則、指導及び情報提供等を的確に行うことにより、海難の未然防止を図る。</p> <p>【具体的な目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ふくそう海域における、情報の聴取義務化の施策等により低発生水準となった衝突・乗揚事故の発生率（通航隻数 100 万隻当たり 76 隻以下）を維持確保するとともに、航路閉塞や多数の死傷者が発生するなどの社会的影響が著しい大規模海難の発生数を 0 件とすること。【主要】 ・ 我が国周辺で発生する船舶事故隻数を平成 32 年度までに少なくとも 2,000 隻未満とすること。【主要】 |
| 評 価 |
| <p>【評定及び所見】</p> <p>目標達成</p> <p>的確な情報提供や管制などにより、ふくそう海域における衝突・乗揚事故の発生率は低水準を維持し、大規模海難の発生も 0 件となるとともに、船舶事故隻数についても、啓発活動を積極的に行うなどにより、平成 32 年の目標達成に向けて順調に推移しているため、「目標達成」と評価する。</p> <p>【具体的な目標についての所見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ふくそう海域（東京湾、伊勢湾、瀬戸内海及び関門海峡）において、海上交通センターによる 24 時間体制の的確な情報提供や管制など、船舶事故の未然防止に努めた結果、平成 28 年のふくそう海域における衝突・乗揚事故の発生率は通航隻数 100 万隻あたり 76 隻と、低水準を維持し、社会的影響が著しい大規模海難の発生数も平成 28 年度は昨年度に引き続き 0 件となり、目標を達成した。 ・ また、船舶事故の約 8 割を占めているプレジャーボート等の小型船舶について、昨年度に改正された小型船舶操縦者の遵守事項制度を踏まえ、発航前検査や適切な見張りの実施といった啓発活動を積極的に行う等により我が国周辺で発生した船舶事故隻数 |

は平成 28 年に 2,007 隻（前年 2,116 隻）となり、平成 32 年の目標達成に向け順調に推移している。

5. 海上防災・海洋環境の保全について

| 目 標 |
|--|
| <p>大規模な油等排出事故や巨大地震の発生等による海上災害の発生リスクに対し防災対策を推進するとともに、油の不法排出や廃船等の不法投棄等による海洋汚染を防止し、海洋環境の保全に貢献する。</p> <p>【具体的な目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 油や有害液体物質の流出に伴う海上災害、原子力災害及び自然災害の発生に備え、災害即応能力の強化を図ること。【主要】 ・ 将来発生が予想される大規模地震・津波災害を見据えて、震災対応能力の向上を図ること。【主要】 |
| 評 価 |
| <p>【評定及び所見】</p> <p>目標達成</p> <p>「油汚染事件に対する関係省庁連絡会議」の開催、「排出油防除計画」の修正、災害対処に関する関係機関との連携した訓練、さらに、航路標識の自立型電源化などにより、災害即応能力の強化及び震災対応能力の向上を図り、海洋環境の保全に貢献しているため、「目標達成」と評価する。</p> <p>【具体的な目標についての所見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 油や有害液体物質の排出事故に備え、関係する省庁が認識共有・連携・協力するために「油等汚染事件に対する準備及び対応に関する関係省庁連絡会議」を開催するとともに、国際条約改正に伴いタンカーの構造等が変化したことによる油排出事故発生時における想定排出量の見直しなどを考慮して「排出油等防除計画」の修正を行い、官民の連携を強化するなど油や有害液体物質の流出に伴う海上災害発生時に迅速かつ的確な対応ができるよう即応能力の強化を図った。 ・ 海上災害への対処等に関する職員への研修・訓練や、東日本大震災の教訓を踏まえ、迅速な対応勢力の投入や円滑な通信体制の確保等を考慮し、関係機関と連携した合同防災訓練を平成 28 年度は 255 回実施したほか、平成 27 年に締結された「海上保安庁と日本赤十字社との業務協力に関する協定」に基づく協力体制の検証を行い連携強化を推進するなど、災害即応能力の強化及び震災対応能力の向上を図った。 |

- 航路標識の耐震・耐波浪補強や自立型電源化（太陽電池化）を推進し、平成 28 年度の自立型電源導入率は 87.3%（前年度 86%）となり、震災対応能力の向上を図った。

6. 海象の観測等について

| 目 標 |
|--|
| <p>海象等の観測データ収集及び品質管理を的確に行うとともに、水路図誌等を計画的に整備する。</p> <p>[具体的な目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> • 地震・火山噴火の発生する可能性の高い場所や時期の予測に資する基礎情報整備のため、平成 28 年度は巨大地震の発生が懸念されるプレート境界域の海域 1 箇所における断層と日本周辺海域に存在する海域火山 1 箇所について、情報の空白区域を減少させること。【主要】 • 全国 20 箇所に設置されている験潮所において、験潮による成果から平均水面及び天文最低低潮面等を求めること。また、観測結果を地震予知の資料として地震予知連絡会に提供するほか気象庁へ同データのリアルタイム転送等を行うこと。【主要】 |
| 評 価 |
| <p>【評定及び所見】</p> <p>目標達成</p> <p>地震・火山噴火の予測に資する情報の空白区域を減少させるとともに、験潮による成果から平均水面及び天文最低低潮面の算出・公表や関係機関への適時・適切な情報提供を行っているため、「目標達成」と評価する。</p> <p>【具体的な目標についての所見】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 平成 28 年度は、プレート境界域の空白域であった「南海トラフ」における断層に係る調査を実施するとともに、「海徳海山」における海域火山に係る基礎情報調査を実施し、情報の空白区域の減少を計画的に進めることができた。 • 海上保安庁が所管する全国 20 箇所の験潮所において、験潮による成果から平均水面及び天文最低低潮面を算出し、潮位月表をインターネットHPにより毎月公表するとともに潮汐表を刊行した。また、験潮所で取得した成果を解析し、観測結果を地震予知連絡会に提供するとともに、気象庁への験潮データのリアルタイム転送を適切に実施した。 |